

(別記様式3)

群馬県点字図書館の管理における指定管理者制度活用の実施方針

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	前橋市新前橋町 13-12 (群馬県社会福祉総合センター 3階)
設置年月日	昭和 48 年 9 月 1 日
敷地面積	— (入居施設)
主な施設・建物	312.98 m ² (事務室兼閲覧室 54.14 m ² 、書庫 146.27 m ² 、録音室及び編集室 35.58 m ² 、ボランティア室 43.85 m ² 、PC 点訳・印刷室 33.14 m ²)

(2) 施設の設置目的

視覚障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与することを目的とし、次の業務を行う。

- ア 点字図書、視覚障害者用録音物の製作・収集及び視覚障害者への貸出
- イ 点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成
- ウ 点字図書、視覚障害者用録音物の普及・奨励及び相談

(3) 指定管理者制度活用の目的

全県的に事業を行う他の類似施設がなく、県内の視覚障害者の福祉の向上を図るためには必要不可欠な施設であることから、県が設置している。管理運営については、視覚障害者の要望等を踏まえつつ、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、視覚障害者へのサービス提供を行うことが可能と考えられる。

(4) 指定の期間 (予定)

5 年間 (令和 4 年 4 月～ 9 年 3 月)

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由：身体障害者福祉法に定められている聴覚障害者に対する情報提供を行う施設であり、情報保障を受ける聴覚障害者の権利保護の観点から利用料金を徴収しないため。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額	201,315千円	令和4年度	40,263千円
		令和5年度	40,263千円
		令和6年度	40,263千円
		令和7年度	40,263千円
		令和8年度	40,263千円

(7) 施設の管理運営方針

視覚障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与するという設置目的に基づき、以下の点に留意しつつ、管理・運営を行うこと。

- ア 公の施設運営の責務を認識しつつ、関係法令を遵守すること。
- イ 利用者の意見を管理・運営に反映させること。
- ウ 新しい生活様式に沿って適切な感染防止対策を講じること。
- エ 個人情報の保護を徹底すること。
- オ 効率的な施設運営を行うこと。
- カ 経費の削減に努めること。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

(ア) 事業に関すること

- a 点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他必要な資料を製作し、又は収集し、視覚障害者等の利用に供する業務
 - ①点字図書・録音図書の製作・収集、②点字図書・録音図書の貸出、③全国的な点字図書・録音図書ネットワーク配信システムへの図書データの提供
- b 点訳奉仕員及び音訳奉仕員等の指導・育成に関する業務
 - ①点訳奉仕員・音訳奉仕員養成・研修事業、②奉仕員に対する各種講習会等の開催
- c 点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の普及奨励及び相談に関する業務
 - ①点訳図書・音訳図書等に関する相談事業、②デジタル音声情報システム事業（プレクストーク（デジタル録音図書再生用機器）貸与事業）、③デイジー図書編集、④利用者に対する各種講習会等の開催
- d その他点字図書館の設置の目的を達成するために必要な業務
 - ①情報提供事業（機関紙発行等）、②県民への啓発普及活動、③プライベートサービス（点訳・音訳）、④対面音訳サービス、⑤各種団体・行政機関等からの委託・依頼に基づく点訳・音訳等の業務

(イ) 運営・管理に関すること

(ウ) 施設、設備及び備品の修繕・維持管理に関すること

(エ) 施設等の使用承認

イ 要求水準

募集要項において、必要に応じ具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

年間利用者数 10,000人

(点字図書・雑誌貸出人数、プライベートリクエスト図書制作人数の合計)

年間取扱件数 37,000件

(図書貸出、雑誌、資料貸出、プライベート図書製作件数の合計)

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、選定要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、福祉分野に関する有識者等から8名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、選定要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年 6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
応募状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程 （審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	令和4年 1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会の共同体

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績

単位：千円

収入		支出	
指定管理料	40,667	人件費	29,879
受託事業	340	事業費	4,068
その他	2,257	事務費	3,603
		その他	4,700
収入合計	43,264	支出合計	42,250

(3) 施設利用の実績

令和元年度実績 年間利用者数 9,624人
年間取扱件数 31,831人